審　査　基　準

令和６年１１月８日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根　拠　条　項	第２４条第２項
処 分 の 概 要	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第２４条第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第３０条（許可の期間の延長）
審　査　基　準	当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間	２日
申　　請　　先	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先	生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備　　考	